

令和6年2月22日 移動村長室

第2枠 村内在住 男性 ほか2名

出席者：村長、商工観光課長

別荘管理料について

「建物があれば「土地管理建物」への変更をしなければならない。」とあるが、今回の改正で取り扱いが変更されたと考えているが、訂正をお願いしたい。

また、契約の際に土地の管理、建物の管理の説明を受け、定住（永住）の場合には、土地のみの契約だという説明を受けた。これは当時の担当者が規定にない取り扱いを行ったということである。さらに、振興公社の引継ぎミスが起因とあるが、この2点についてはおよその時期を明らかにして欲しい。

説明会について

村が行った説明会では条例の改正案等、内容が多く説明を聞きながら読み切ることができなかった。住民の十分な理解は得られたとは考えられない。

今回頂いた貴重なご意見・ご要望を踏まえ、村長及び担当課にて打合せを行い、住民に向けた説明会を再度開催する方針です。